

仕 様 書

1 業務名

産業廃棄物（敬老ICシステム機器類）収集運搬及びデータ消去・廃棄業務

2 業務対象場所

- (1) 札幌市役所（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (2) 菊水分庁舎（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5札幌市菊水分庁舎）
- (3) ロジスティード北日本株式会社大曲営業所（北広島市大曲工業団地3丁目5-1）

3 業務期間

運搬収集、データ消去・・・令和7年8月31日まで
廃棄・・・令和7年9月30日まで

4 業務概要

業務用システム機器類更新に伴い発生した再利用出来ないシステム機器類（以下「産業廃棄物」という。）のデータ消去、収集運搬及び廃棄を行う。

5 廃棄予定機器

別紙のとおり

6 業務内容

(1) 収集運搬

- ア 受託者は、本市業務担当者と事前に日程を調整し、業務対象場所にある対象機器を本市業務担当者立会いのもと、収集運搬すること。その際、菊水分庁舎に設置された対象機器をラック等から取り外す作業も発生するものとする。
- イ 対象機器のハードディスク及びLTOテープ（以下、「ハードディスク等」という。）については、収集搬出前に(2)に定めるデータ消去の処理を行うこと。
- ウ 回収時に、産業廃棄物の内訳及び数量を記載し、本市業務担当者の確認印を受けること。その後、受託者はマニフェストA票を本市業務担当者に控えとして渡すこと。
- エ 受託者は、対象機器を適切に廃棄予定場所まで運搬したのち、適正に廃棄すること。

(2) データ消去

- ア 菊水分庁舎に設置された対象機器からハードディスク等を取り出す作業も発生するものとする。PC端末搭載のハードディスクは委託者が取り出して受託者に引き渡すものとする。
- イ データ消去手段として履行場所にて穿孔機によりハードディスク等に穿孔処理をすること。

- ウ ハードディスク等のデータが消去されたことについて担当者の確認を得ること。
- エ データ消去処理を行ったハードディスク等の写真を添付し、作業報告書を提出すること。
- オ データ消去処理を行ったハードディスク等は担当者の立ち合いのもと物理廃棄し、発生した産業廃棄物は適切に処理すること。

(3) 廃棄

- ア 令和7年9月30日までに対象機器の全てを廃棄すること。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は完了届等と併せて全て一括で提出すること。
- イ 安全かつ環境等に十分留意して処分をすること。また、産業廃棄物の法令順守に基づいた適正な処理を行うこと。特に産業廃棄物の処理にあたっては、法で定められた委託基準を遵守すること。

7 履行確認のための提出書類

受託者は、業務完了後、速やかにマニフェスト及び本市所定の完了届を提出すること。

8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、職員または第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合はすみやかに本市業務担当へ報告すること。

9 環境負荷の低減

環境負荷の低減委託者である札幌市では、札幌市の実情にあった効果的・効率的な環境対策の構築と運用に積極的に取り組んでいることから、本業務の履行については、特に下記内容を遵守し、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 当業務で使用する車両は、極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (2) 作業に従事する者は、環境に負荷の少ない運転に努めること。
 - ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - イ 適切な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不要な荷物道具類を積まないこと。
- (3) 作業に従事する者は、アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - イ 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - ウ 必要以上に暖機運転のアイドリングをしないこと。

10 その他

- (1) 業務履行に際して、関係法規を遵守のうえ、適正に行うこと。
- (2) 業務を行う際には、施設及び物品等に損傷を与えないよう留意し、万一事故が生じた場合、受託者の責任において修理すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）については、受託者負担とする。
- (4) 当業務について疑義が生じた場合は、その都度本市業務担当者と協議し処理するものとする。

11 問い合わせ先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 TEL 011-211-2936 新家・吉田